

ID: 97

担当部署: 総合政策部 スポーツ・合宿推進課

処分の概要	使用料の減免																		
例規名 根拠条項	名寄市営プール条例 第15条第2項において読み替える場合の第13条																		
例規番号	平成18年条例第101号																		
<p>【根拠条文】 (利用料金の減免) 第13条 指定管理者は、規則で定める事由があるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び名寄市営プール条例施行規則第7条の規定による。 (利用料金の減免) 第7条 条例第13条の規定による利用料金の減免基準は、別表のとおりとする。 2 前項の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、スポーツ施設利用料金減免申請書(別記様式第7号)を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>別表(第7条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">利用区分</th> <th style="width: 30%;">減免内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 市又は教育委員会が主催又は共催する事業で利用する場合</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>(2) 市内の小学校、中学校、高等学校又は児童福祉施設が授業等で使用する場合</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>(3) 市内の水泳スポーツ少年団等が定期的な活動で使用する場合</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>(4) 学校教育関係団体、社会教育関係団体、社会福祉関係団体、その他行政の補完的な役割を果たしている公益的な団体が、その団体の目的のために利用する場合</td> <td>5割減額</td> </tr> <tr> <td>(5) 半数以上が市内在住の障がい者を有する者で構成する団体</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>(6) 半数以上が市内在住の65歳以上の者で構成する団体</td> <td>5割減額</td> </tr> <tr> <td>(7) その他指定管理者が特に必要と認めた場合</td> <td>5割減額又は免除</td> </tr> </tbody> </table>				利用区分	減免内容	(1) 市又は教育委員会が主催又は共催する事業で利用する場合	免除	(2) 市内の小学校、中学校、高等学校又は児童福祉施設が授業等で使用する場合	免除	(3) 市内の水泳スポーツ少年団等が定期的な活動で使用する場合	免除	(4) 学校教育関係団体、社会教育関係団体、社会福祉関係団体、その他行政の補完的な役割を果たしている公益的な団体が、その団体の目的のために利用する場合	5割減額	(5) 半数以上が市内在住の障がい者を有する者で構成する団体	免除	(6) 半数以上が市内在住の65歳以上の者で構成する団体	5割減額	(7) その他指定管理者が特に必要と認めた場合	5割減額又は免除
利用区分	減免内容																		
(1) 市又は教育委員会が主催又は共催する事業で利用する場合	免除																		
(2) 市内の小学校、中学校、高等学校又は児童福祉施設が授業等で使用する場合	免除																		
(3) 市内の水泳スポーツ少年団等が定期的な活動で使用する場合	免除																		
(4) 学校教育関係団体、社会教育関係団体、社会福祉関係団体、その他行政の補完的な役割を果たしている公益的な団体が、その団体の目的のために利用する場合	5割減額																		
(5) 半数以上が市内在住の障がい者を有する者で構成する団体	免除																		
(6) 半数以上が市内在住の65歳以上の者で構成する団体	5割減額																		
(7) その他指定管理者が特に必要と認めた場合	5割減額又は免除																		
標準処理期間	3日																		
備考																			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和4年7月29日																